
青森市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

今年度末に予定している青森駅西口駅前広場の供用開始に伴い、青森駅西口駅前広場に整備している自動車駐車場について、「名称」及び「位置」、「供用時間」、「駐車料金」等の必要事項を定めるため、条例の一部を改正する条例を制定する。

2 青森駅西口駐車場の概要**(1) 利用目的**

青森駅の自動車乗降のための接車機能を備えた駐車場

(2) 名称及び位置

名称：青森市青森駅西口駐車場（※位置：青森市柳川1丁目13番1）

(3) 施設概要**① 収容台数**

30台（接車ます2台、駐車ます25台、バリアフリー用駐車ます3台）

② 供用時間 ※青森市青森駅前駐車場と同じ。

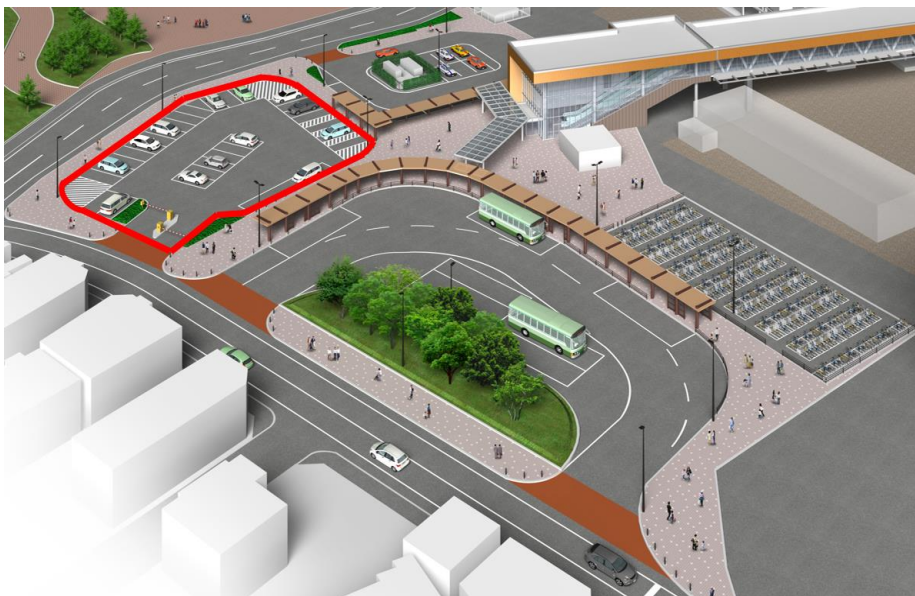
午前0時から午後12時まで（24時間 年中無休）

③ 駐車料金 ※青森市青森駅前駐車場と同じ。

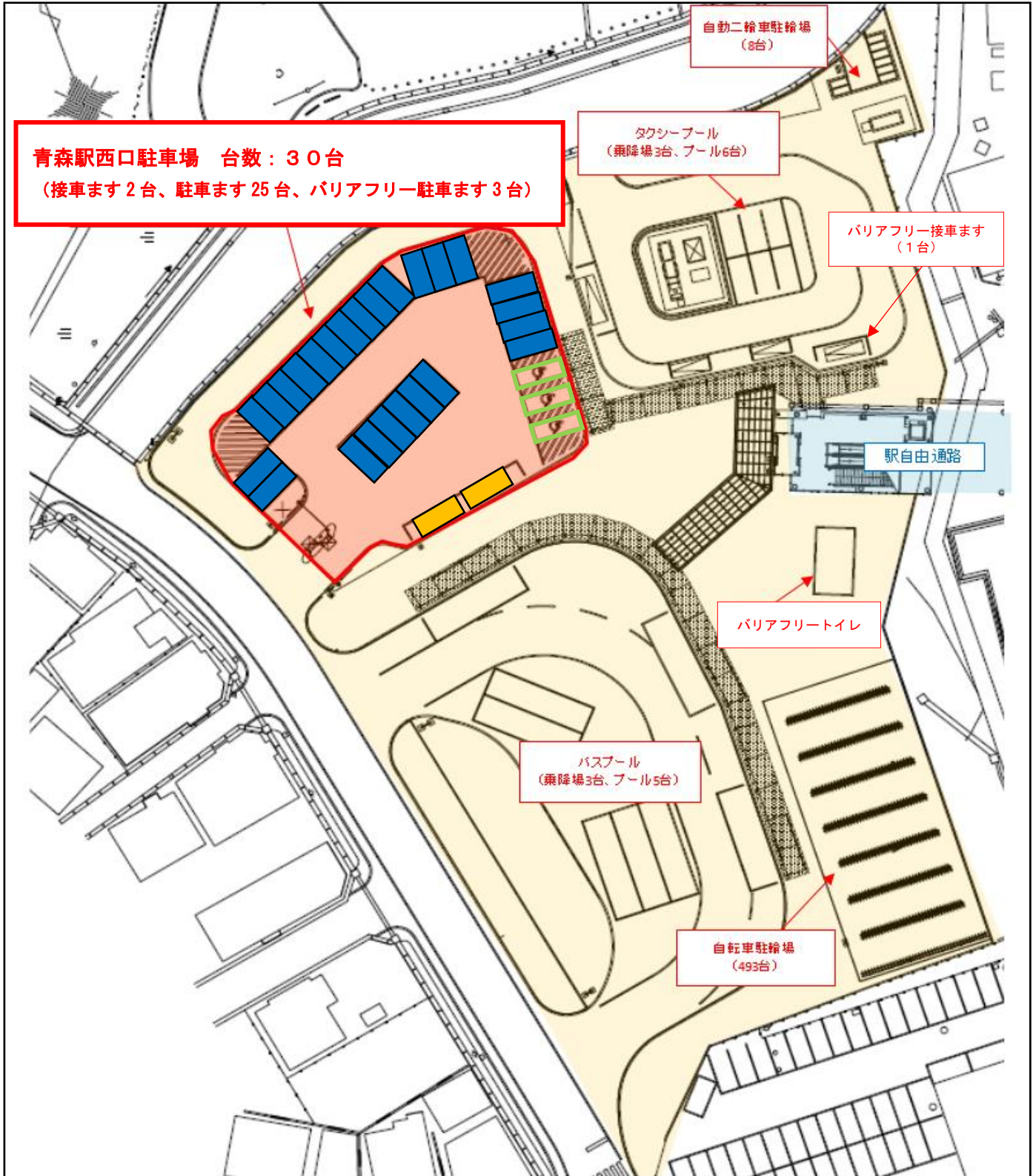
ア 最初の30分までの駐車は「無料」

イ 駐車時間が30分を超え、1時間以内の場合は「310円」

ウ 駐車時間が1時間を超える場合は、イの料金に1時間を超えた部分の駐車30分までごとに「160円」を加算

～ 青森駅西口駅前広場（イメージパース）～

～ 青森駅西口駅前広場（平面図）～



3 条例の一部改正（案）

(1) 改正する条例

青森市道路附属物自動車駐車場条例（平成21年青森市条例第3号）

(2) 主な改正内容

① 名称及び位置

第4条の表中の「青森市青森駅前駐車場」を「青森市青森駅東口駐車場」に改め、西口駐車場の「名称」及び「位置」を追加する。

《名称を改める理由》

青森市青森駅西口駐車場の供用開始により、青森駅前に設置する駐車場が東口と西口の2ヶ所になることから、駐車場利用者にスムーズにご利用いただけるよう、名称を改めるもの。

改正前	第4条関係	
	名称	位置
	青森市青森駅前駐車場	青森市柳川一丁目一一二番五〇



改正後	第4条関係	
	名称	位置
	青森市青森駅東口駐車場 青森市青森駅西口駐車場	青森市柳川一丁目一一二番五〇 青森市柳川一丁目一三番一

② 供用時間

第5条の表中の「青森市青森駅前駐車場」を「青森市青森駅東口駐車場」に改め、西口駐車場の「名称」を追加する。

改正前	第5条関係	
	名称	供用時間
	青森市青森駅前駐車場	午前零時から午後十二時まで



改正後	第5条関係	
	名称	供用時間
	青森市青森駅東口駐車場 青森市青森駅西口駐車場	午前零時から午後十二時まで

③ 駐車料金

別表（第7条関係）中の「青森市青森駅前駐車場」を「青森市青森駅東口駐車場」に改め、西口駐車場の「名称」を追加する。

改正前	第7条関係	
	名称	駐車料金の額（一台につき）
	青森市青森駅前駐車場	一 最初の三十分までの駐車 無料 二 駐車時間が三十分を超え一時間以内の場合 三一〇円 三 駐車時間が一時間を超える場合 前号の料金に、一時間を超えた部分の駐車三十分までごとに一六〇円を加算した額



改正後	第7条関係	
	名称	駐車料金の額（一台につき）
	青森市青森駅東口駐車場 青森市青森駅西口駐車場	一 最初の三十分までの駐車 無料 二 駐車時間が三十分を超え一時間以内の場合 三一〇円 三 駐車時間が一時間を超える場合 前号の料金に、一時間を超えた部分の駐車三十分までごとに一六〇円を加算した額

(3) 施行期日

公布の日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

青森市道路附属物自動車駐車場条例（平成二十一年三月二十六日条例第三号）の一部改正

新旧対照表

改正後	改正前																				
<p>第一条 〔略〕</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において「駐車場」とは、<u>法第二条第二項第七号</u>に規定する道路の附属物である自動車駐車場をいう。</p> <p>第三条 〔略〕</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第四条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="141 967 1137 1347"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青森市青森駅東口駐車場</td> <td>青森市柳川一丁目一一二番五〇</td> </tr> <tr> <td>青森市青森駅西口駐車場</td> <td>青森市柳川一丁目一三番一</td> </tr> <tr> <td>青森市新青森駅西口駐車場</td> <td>青森市石江三丁目三番</td> </tr> <tr> <td>青森市新青森駅南口駐車場</td> <td>青森市大字石江字高間一四一番一</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	青森市青森駅東口駐車場	青森市柳川一丁目一一二番五〇	青森市青森駅西口駐車場	青森市柳川一丁目一三番一	青森市新青森駅西口駐車場	青森市石江三丁目三番	青森市新青森駅南口駐車場	青森市大字石江字高間一四一番一	<p>第一条 〔略〕</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において「駐車場」とは、<u>法第二条第二項第六号</u>に規定する道路の附属物である自動車駐車場をいう。</p> <p>第三条 〔略〕</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第四条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1160 967 2154 1347"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青森市青森駅前駐車場</td> <td>青森市柳川一丁目一一二番五〇</td> </tr> <tr> <td>〔新設〕</td> <td>〔新設〕</td> </tr> <tr> <td>青森市新青森駅西口駐車場</td> <td>青森市石江三丁目三番</td> </tr> <tr> <td>青森市新青森駅南口駐車場</td> <td>青森市大字石江字高間一四一番一</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	青森市青森駅前駐車場	青森市柳川一丁目一一二番五〇	〔新設〕	〔新設〕	青森市新青森駅西口駐車場	青森市石江三丁目三番	青森市新青森駅南口駐車場	青森市大字石江字高間一四一番一
名称	位置																				
青森市青森駅東口駐車場	青森市柳川一丁目一一二番五〇																				
青森市青森駅西口駐車場	青森市柳川一丁目一三番一																				
青森市新青森駅西口駐車場	青森市石江三丁目三番																				
青森市新青森駅南口駐車場	青森市大字石江字高間一四一番一																				
名称	位置																				
青森市青森駅前駐車場	青森市柳川一丁目一一二番五〇																				
〔新設〕	〔新設〕																				
青森市新青森駅西口駐車場	青森市石江三丁目三番																				
青森市新青森駅南口駐車場	青森市大字石江字高間一四一番一																				

改正後	改正前												
<p>(供用時間)</p> <p>第五条 駐車場の供用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、当該時間を変更することができる。</p> <table border="1" data-bbox="138 316 1137 884"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青森市青森駅東口駐車場 青森市青森駅西口駐車場</td> <td>午前零時から午後十二時まで</td> </tr> <tr> <td>青森市新青森駅西口駐車場 青森市新青森駅南口駐車場</td> <td>午前零時から午後十二時まで ただし、自動車を入場又は出場させることができる時間は、午前五時三十分から午後十二時までとする。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	青森市青森駅東口駐車場 青森市青森駅西口駐車場	午前零時から午後十二時まで	青森市新青森駅西口駐車場 青森市新青森駅南口駐車場	午前零時から午後十二時まで ただし、自動車を入場又は出場させることができる時間は、午前五時三十分から午後十二時までとする。	<p>(供用時間)</p> <p>第五条 駐車場の供用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、当該時間を変更することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1155 316 2159 884"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青森市青森駅前駐車場 _____</td> <td>午前零時から午後十二時まで</td> </tr> <tr> <td>青森市新青森駅西口駐車場 青森市新青森駅南口駐車場</td> <td>午前零時から午後十二時まで ただし、自動車を入場又は出場させることができる時間は、午前五時三十分から午後十二時までとする。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	青森市青森駅前駐車場 _____	午前零時から午後十二時まで	青森市新青森駅西口駐車場 青森市新青森駅南口駐車場	午前零時から午後十二時まで ただし、自動車を入場又は出場させることができる時間は、午前五時三十分から午後十二時までとする。
名称	位置												
青森市青森駅東口駐車場 青森市青森駅西口駐車場	午前零時から午後十二時まで												
青森市新青森駅西口駐車場 青森市新青森駅南口駐車場	午前零時から午後十二時まで ただし、自動車を入場又は出場させることができる時間は、午前五時三十分から午後十二時までとする。												
名称	位置												
青森市青森駅前駐車場 _____	午前零時から午後十二時まで												
青森市新青森駅西口駐車場 青森市新青森駅南口駐車場	午前零時から午後十二時まで ただし、自動車を入場又は出場させることができる時間は、午前五時三十分から午後十二時までとする。												
<p>第六条～第十二条 〔略〕</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第十三条 青森市新青森駅西口駐車場_____及び青森市新青森駅南口駐車場_____の管理は、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十七年青森市条例第三十号）に基づき市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、これを行わせることができる。</p>	<p>第六条～第十二条 〔略〕</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第十三条 青森市新青森駅西口駐車場（以下「西口駐車場」という。）及び青森市新青森駅南口駐車場（以下「南口駐車場」という。）の管理は、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十七年青森市条例第三十号）に基づき市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、これを行わせることができる。</p>												

改正後	改正前
<p>(指定管理者が行う管理の業務)</p> <p>第十四条 指定管理者は、次に掲げる管理の業務を行うものとする。</p> <p>一 <u>青森市新青森駅西口駐車場及び青森市新青森駅南口駐車場</u>の供用に関すること。</p> <p>二 <u>青森市新青森駅西口駐車場及び青森市新青森駅南口駐車場</u>の維持管理に関すること。</p> <p>三 その他市長が必要と認める業務</p> <p>第十五条～第十八条 〔略〕</p>	<p>(指定管理者が行う管理の業務)</p> <p>第十四条 指定管理者は、次に掲げる管理の業務を行うものとする。</p> <p>一 <u>西口駐車場及び南口駐車場</u>の供用に関すること。</p> <p>二 <u>西口駐車場及び南口駐車場</u>の維持管理に関すること。</p> <p>三 その他市長が必要と認める業務</p> <p>第十五条～第十八条 〔略〕</p>

改正後		改正前	
別表（第七条関係）		別表（第七条関係）	
名称	位置	名称	位置
青森市青森駅東口駐車場 青森市青森駅西口駐車場	一 最初の三十分までの駐車 無料 二 駐車時間が三十分を超え一時間以内の場合 一〇円 三 駐車時間が一時間を超える場合 前号の料金に、一時間を超えた部分の駐車三十分までごとに一六〇円を加算した額	青森市青森駅前駐車場	一 最初の三十分までの駐車 無料 二 駐車時間が三十分を超え一時間以内の場合 一〇円 三 駐車時間が一時間を超える場合 前号の料金に、一時間を超えた部分の駐車三十分までごとに一六〇円を加算した額
青森市新青森駅西口駐車場 青森市新青森駅南口駐車場	一 入場した日に出場する場合 イ 最初の三十分までの駐車 無料 ロ 駐車時間が三十分を超え一時間以内の場合 二二〇円 ハ 駐車時間が一時間を超え四時間三十分以内の場合 ロの料金に、一時間を超えた部分の駐車三十分までごとに一一〇円を加算した額 ニ 駐車時間が四時間三十分を超える場合一、〇二〇円 二 入場した日の翌日に出場する場合一、〇二〇円 三 入場した日の翌々日以後に出場する場合 前号の料金に、入場した日の翌日以後の駐車一夜につき八二〇円を加算した額	青森市新青森駅西口駐車場 青森市新青森駅南口駐車場	一 入場した日に出場する場合 イ 最初の三十分までの駐車 無料 ロ 駐車時間が三十分を超え一時間以内の場合 二二〇円 ハ 駐車時間が一時間を超え四時間三十分以内の場合 ロの料金に、一時間を超えた部分の駐車三十分までごとに一一〇円を加算した額 ニ 駐車時間が四時間三十分を超える場合一、〇二〇円 二 入場した日の翌日に出場する場合一、〇二〇円 三 入場した日の翌々日以後に出場する場合 前号の料金に、入場した日の翌日以後の駐車一夜につき八二〇円を加算した額